

## 第8回 定時総会開催のご案内

一般社団法人大森青色申告会の定時総会を下記の日程で開催いたします。既にお手元に届いているかと思いますが正会員の方には往復ハガキにて出席確認を行います。7月19日(金)までに必ずご返信くださいますようお願いいたします。

記

日時 令和元年8月26日(月) 午後4時～ (受付開始 午後3時30分～)  
 会場 大田文化の森 5階 多目的室  
 内容 第1部  
     議事 議事録署名人に関する件  
         平成30年度事業報告(案)承認の件  
         平成30年度収支報告(案)監査報告承認の件  
                 労働保険監査報告承認の件  
     報告 令和元年度事業計画  
           令和元年度収支予算  
 第2部 懇親会 午後5時15分～  
         懇親会参加費3,000円(総会終了後懇親会出席の方)

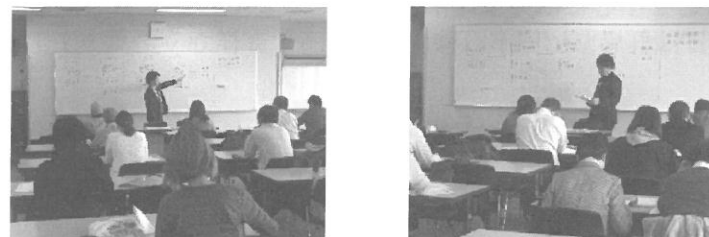


### 第8回定時総会開催にあたり出席又は欠席のご連絡をお願いします。

上記のとおり定時総会を開催するに伴い、7月上旬に会員の皆様に往復はがきにて総会案内をお送りいたしております。出席の場合は返信はがきに出席の旨と会員名を、欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただき押印をして早急に返信ください。定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご返信をいただけない方には、支部役員又は職員が電話もしくは直接お伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 新規入会者説明会が開催されました

平成31年4月5日(金)に新規入会者説明会が開催されました。青色申告制度や特典、各種申請・届出書類、年間スケジュール等についての説明が行われ、19名の新規入会者にお越しいただきました。新規入会者で今回参加された方や参加できなかった方も、是非個別でのご相談もご利用ください。



### ◆消費税記帳説明会が開催されました◆

5月14日(火)前の浦集会室、同15日(水)入新井集会室、同24日(金)大田文化の森に於いて『消費税記帳説明会』が開催されました。大森税務署個人課税第1部門谷口指導上席を講師としてお迎えし、軽減税率制度導入後の帳簿や請求書の作り方などを中心



に学びました。軽減税率等制度は幅広い事業者の方が対象になりますので、今回ご参加できなかった方は、次回是非ご参加下さい。

「消費税軽減税率制度説明会開催のお知らせ」  
 (飲食関係のお仕事の方、是非ご参加ください)

日時：令和元年7月30日(火) 16:00～17:00  
 場所：大森法人会館3階会議室 大田区池上1-27-7(会場に駐車場はございません)

### 税制改正要望運動が実現しました

「昨年の秋に会員の皆様に継続要望をお願いする「陳情はがき」の作成にご協力いただきましたが、令和元年度も固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望が実現しました。

- ・小規模住宅用地の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
- ・小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
- ・商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる軽減措置

※23区内に所在する土地が対象となります。

青色申告会では毎年税制に関する要望運動を行っています。今年度もご協力をお願いします。

### 夏季休暇のお知らせ

令和元年9月17日(火)～19日(木)は夏季休暇のため事務局を閉めさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますがご協力の程お願い申し上げます。

一般社団法人  
**大森青色申告会**

責任者 会長 徳永 洋昭  
 大田区中央3丁目10-18  
 TEL: 03 (3771) 8859  
 FAX: 03 (3773) 6388  
 Eメール: aoiro-o@nifty.com  
 URL: http://www.oomori-airo.org

予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

**無料法律相談日**  
 7月11日(木)  
 7月25日(木)

保険の相談  
ご希望の方は事務局迄

平成30年度確定申告期反省会開催される

令和元年5月20日(月)～同21日(火)ニュー・グリーンピア津南に於いて、平成30年度確定申告期反省会が開催された。ニュー・グリーンピア津南は、新潟県中魚沼郡津南町にある大田区の指定保養施設で、大田区民・大田区在勤者が大田区から補助金を受けて利用できる施設です。

当日は、青色推進委員等10名と事務局5名の合計15名の参加があり、施設到着後すぐに反省会が行われた。『2020年に会員3,000名』という長期目標がある中、本年は例年より結果が出ず、中々入会に結びつかなかった。その為、次年度はどのように改善すれば入会に繋がるかなどを中心に活発な議論がされた。また、徳永会長から会員獲得に特に貢献した参加者へ感謝状が贈呈された。翌日は群馬県沼田市へ移動し、花寺・吉祥寺や酒蔵・土田酒造の見学、吹き割の滝等の観光を行い帰路についた。



【平成30年度確定申告期報告】

相談件数	2,189件
提出件数	2,210件
e-Tax提出件数	672件
青色コーナー来訪者数	853名
青色コーナー育成者数	241名
青色コーナー入会者数	143名
3月末時点会員数(正・準)	2,917名

役員・会員の皆様には、確定申告期のお忙しい中、青色コーナー従事や税理士会無料相談の受付など、多大なるご協力をいただきました。大変にありがとうございました。



青色推進委員会では委員を募集しています！

青色推進委員会では、個人事業者への青色申告勧奨と青色申告会への入会勧奨をボランティアで行っています。具体的には、商店街での広報活動、各種研修会・勉強会、池上会館での勧奨活動等を行っています。決算書の書き方や減価償却について等、様々な勉強会を開催し、ご自身の知識を深めながら楽しく活動を行っています。

【概ねの活動期間】 広報活動・研修会・勉強会9～1月 池上会館青色コーナー従事2～3月 (各種手当・報酬有)  
ご興味ある方は当会事務局までご連絡下さい。TEL: 03-3771-8859

一般社団法人 大森青色申告会会員の皆さま

■宿泊ホテルのご利用と会員特典ご案内  
大田区指定保養施設  
ニュー・グリーンピア津南(新潟県津南町)  
※大田区在住・在勤の方とその同居する家族は、大田区より補助金を受けられお得です。  
☆ご宿泊のお問い合わせ・ご予約  
ホテル予約係(025-765-4611)まで、ご連絡をお願いいたします。お問い合わせの方にはパンフレットをお送りいたします。  
ホテルHP「http://new-greenpia.com」の「大田区」からもご覧いただけます。  
★大森青色申告会会員特典  
会員様に夕食時ワンドリンクプレゼント  
(右の引換券に必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出しください)

(一社)大森青色申告会会員特典  
夕食時ワンドリンク利用引換券  
★ドリンクメニュー 宿泊日: 月 日  
グラスビール・清酒1合・ソフトドリンク  
バーの中から一つお選びいただけます。有効期限: 2020年3月31日(火)  
■会員氏名 ■住所 ■宿泊人数  
(会員名)  
●注意事項: 必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出しください。夕食時ワンドリンク利用券を差し上げます。ご利用は宿泊滞在中1室5名まで、1回のみとさせていただきます。  
コピー可 ニュー・グリーンピア津南

※大田区の皆さまに長らく親しんでいただいておりますホテル行き直行バスは、バス代金の高騰、乗車率の低下などの事由で、4月から継続を断念いたしました。皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。  
2019年5月 ニュー・グリーンピア津南

都税事務所からのお知らせ

令和元年10月1日から自動車の税金が変わります

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されます

(1) 税率は燃費基準達成度に応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします(営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。)

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	1.0%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	2.0%	1.0%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	3.0%	2.0%
上記以外		

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「自家用乗用車」については、自動車税環境性能割の税率が1%軽減されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用		自家用	
	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	1.0%		1.0%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	3.0%	2.0%	3.0%	2.0%
上記以外				

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられます

(1) 現行の自動車税の名称が、「自動車税種別割」に変わります。制度は現行と同様です。

(2) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
6,000cc超	111,000円	110,000円

